

# 居宅介護支援事業・介護予防支援事業所重要事項説明書

## 1 運営方針

- ① さくら居宅介護支援事業所は、高齢者が要支援・要介護状態等になった場合において、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行ないます。
- ④ 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、指定（介護予防）居宅支援サービス事業所、介護保険施設等との連携に努めます。
- ⑤ 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まないものとします。

## 2 さくら居宅介護支援事業所の概要

事業所名 : さくら居宅介護支援事業所  
所在地 : 福井市花堂東2丁目408番地  
電話番号 : (0776) 35-7807  
事業所番号 : 1850180108

通常の実施地域：事業所の所在地の福井市内（但し、通常の事業の実施地域以外の場合でも相談に応じていきます。）

## 3 職員勤務体制

	人数	勤務形態	業務内容
管理者	1名	兼務	事業所の管理、運営、居宅介護支援業務
介護支援専門員	1名以上	常勤（内1名兼務）	居宅介護支援業務

## 4 サービス提供時間

営業日：月曜～金曜日。ただし、国民の祝日及び、12月30日～1月3日まで、8月14日～8月16日は休業します。

※電話等により常時連絡可能な体制をとります。

営業時間：8：30～17：30

ただし、時間外でも常時連絡が可能な体制に努め、相談業務を行ないます。

## 5 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させて頂きます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われますよう必要な援助を行います。又、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

## 6 事業内容

本事業所は介護保険法で定める本サービスを実施します。本サービスの申し込みから提供までの流れは以下の通りです。尚、各サービスの内容やその実施方法等の詳細につきましては、従業者まで気軽におたずねください。

- (1) 介護（予防）サービスを利用する必要がある方の申請代行、被保険者証・負担限度額の確認
- (2) 特段の理由がない限り、ご自宅を訪問し、本人と家族からの聞き取り調査  
※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問する事が有ります。
- (3) 計画原案の作成依頼受付。（ご自分で作成可能。その際は、市町村への届け出が必要）
- (4) 重要事項説明書による説明・同意
- (5) 契約の締結
- (6) 医療と介護の情報連携  
※介護予防支援・居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供して頂くよう依頼させていただきます。

※利用者・ご家族が訪問看護・通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、利用者・ご家族の同意を得て、主治医又は歯科医師の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対して、サービス計画書の交付を行います。

- (7) 介護予防サービス支援計画書・居宅サービス計画原案作成

介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者については把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ介護予防サービス支援計画書・居宅サービス計画の原案を作成するものとする。又、介護予防サービス計画・居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス等の紹介を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数を占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられ

た訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明を行い、必要に応じて利用者から文書により同意を得るものとする。

- ①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等各サービスの割合
- ②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

前期：3月1日～8月末、後期：9月1日～2月末日

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

#### (8) 居宅サービス事業所との調整（サービス担当者会議の開催等）

※複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能で有る事や当該事業所をサービス計画書に位置づけた理由を求める事が可能である事を説明します。

尚、利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取り扱いに留意する。

#### (9) ご本人・ご家族の同意

##### (10) サービス提供開始

##### (11) サービス計画に基づき、ケアの内容が目標通り行われているか、継続してモニタリングを行い、記録・整備

## 7 利用料金

### (1) 利用料

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、要介護または要支援の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

ただし、介護保険料の滞納により法定代理人受理ができなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただきます。当事業所から発行いたしますサービス提供証明書をお住まいの介護保険窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

#### (2) 利用単位別、介護度別の利用料金は（別表）に示したとおりです。

#### (3) 利用者の要介護度等に変更が生じた場合の基本料金は（別表）を参照して、新しく該当する欄に当てはめてください。

#### (4) 介護保険法令等の改正により利用料金に変動が生じた場合及び事業者が利用料金の設定を変更する場合には（別表）を改定して事前に利用者に通知します。

#### (5) 利用者は、前項の変更に同意しない場合には、本契約を解約する事ができます。

### (6) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切、料金はかかりません。

### (7) 交通費

第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

福井市内は無料とする。

市境を越えて片道概ね 1 km 以上の場合、1 kmにつき 50 円

前項の費用の支払いを受ける場合には、契約者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名・押印を受けるものとする。

契約書又はその家族が、事業所に不測の損害を生じさせる場合は、損害に応じた実費を徴収する。

## 8 秘密の保持

提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第3者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第3者に漏らすことはありません。

又、あらかじめ文書により利用者の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を用いません。

## 9 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

当方の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づく提供サービスについての相談、苦情はこちらまで。

担当：和田 藤代 電話：0776-35-7807

上記以外にも、下記の相談窓口があります。

福井市役所福祉保健部介護保険課 : 電話 0776-20-5715

福井県国民健康保険団体連合会 : 電話 0776-57-1614

## 10 賠償責任

指定居宅介護支援事業の提供により事故が発生し、当方の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合、その損害を賠償します。

## 11 介護給付費の改定

厚生労働者が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、本事業所の料金体系は、厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

## 12 虐待の防止に関する措置

本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等の必要な体制設備を行うとともに、虐待の発生やその再発を予防するための委員会の開催指針の整備、研修の実施、担当者を定める。

## 13 身体的拘束等に関する措置

本事業所は、利用者の人権擁護を行うため、利用者または利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況ならびに緊急や

むを得ない理由を支援経過記録などを用いて記録していく。

#### 1.4 地域ケア会議への協力

本事業所は、地域包括支援センター等が主催する地域ケア会議から利用者に関する資料または情報の求めがあった場合には、介護保険上の位置付けに基づき、協力します。

#### 1.5 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- (2) その他感染症の予防まん延防止のために必要な措置（委員会の開催・指針整備等）

#### 1.6 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の計画等の必要な措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

#### 1.7 業務継続計画（B C P）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び計画を定期的に開催するなどの措置を講じる。

#### 1.8 担当者に対する個別サービス計画書の提出依頼

本事業所が作成した利用者の居宅サービス計画書と居宅サービス計画に位置づけたサービス提供事業所の個別サービス計画の連動性を高めることを目的として、サービス提供事業者に対し居宅サービス計画を交付した際は、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認することとします。

#### 1.9 緊急時の対応

指定居宅介護支援事業の提供時に利用者の身体状況が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

(別表)

厚生労働大臣が定める一単位の単価

地区別一単位の単価：福井県福井市 10.21 (七級地)

要支援1・2	4,819円/月
--------	----------

	(I) 取扱件数が 45 件未満	(II) 取扱件数が 45 件以上 60 件未満 (45~59 件の部分に適用)	(III) 取扱件数が 60 件以上
要介護1・2	11,088円/月	5.554円/月	3.328円/月
要介護3・4・5	14,406円/月	7.187円/月	4.308円/月

加算の種類	基準額・加算率	
初回加算	3,063円/月	該当月のみ加算
特定事業所加算 (I)	5,298円/月	基本毎月加算
特定事業所加算 (II)	4,298円/月	基本毎月加算
特定事業所加算 (III)	3,297円/月	基本毎月加算
特定事業所加算 (A)	1,163円/月	基本毎月加算
特定事業所医療介護連携加算	1,276円/月	(I)~(III) のいずれかを取得し、且つ、退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携を年間35回以上開催し、ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定した場合加算
入院時情報連携加算 (I)	2,552円/月	該当月のみ加算 利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供
入院時情報連携加算 (II)	2,042円/月	該当月のみ加算 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供
退院・退所加算 カンファレンス参加 無	4,594円	連携1回
	6,126円	連携2回

退院・対処加算 カンファレンス参加 有	6,126 円	連携 1 回
	7,657 円	連携 2 回
	9,189 円	連携 3 回
通院時情報連携加算	510 円／月	利用者 1 人につき、1 月に 1 回を限度として算定 利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）等に記録した場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,084 円／月	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%加算	基本毎月加算
複合型サービス事業所連携加算	3,063 円／月	居宅サービス計画の作成等に協力した場合加算
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042 円／月	利用者 1 人につき 1 月に 2 回を限度として加算

※当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50／100 となります。又、2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

※特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より 2,000 円を減額することとなります。

※45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ、60 件以上になった場合に居宅介護支援費Ⅲを算定します。

※介護保険負担割合証の利用者負担の割合に準ずるものとする。

令和 年 月 日

事業者 所在地：福井県福井市花堂東2丁目408番地  
名称：さくら居宅介護支援事業所  
説明者：和田 藤代 印

(利用者)

住所：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_ 印

電話番号：\_\_\_\_\_

(署名代行者)

住所：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_ 印

電話番号：\_\_\_\_\_

(代理人)

住所：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_ 印

電話番号：\_\_\_\_\_

医療法人社団 泉水会

令和6年4月版